

会 議 録		令和7年3月3日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和6年度第4回）		
開催日	令和7年2月27日（木曜日）		
時 間	午後1時30分から同2時40分までの間（70分）		
場 所	京都府南警察署 講堂		
出席者	高岡会長、影井委員、寒川委員、高橋委員、清水委員、戸倉委員、村上委員、 凶司委員、矢部委員 （欠席 塩崎副会長、桑原委員）		計9人
	署長、副署長、会計係長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、広聴・相談係長		計10人
諮 問 事 項	1 令和6年中の犯罪発生状況 2 令和6年中の交通事故発生状況		
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 協議 司会 会長</p> <p>(1) 諮問事項説明 令和6年中の犯罪発生状況～生活安全課長</p> <p>【委員】 運送会社を装った詐欺メールの着信を度々目にする。明らかに運送会社ではないメールアドレスからの受信であった。送信元のメールアドレスを確認しないといけないと感じた。</p> <p>【警察】 運送会社を含む、実在する企業を装ったメール等が送信されるといった相談がある。明らかに会社の公式URLとは異なるメールである。昨年、京都府警察が予兆案件として認知したのは京都府内で443件であった。中には真のメールもあることから、着信があった場合は、必ずURLの確認をしていただきたい。</p> <p>【委員】 以前、携帯電話に「+1」から始める電話番号による着信があり、電話に出たことがある。会話の中で、「クレジットカードの番号を教えてください。」ということで詐欺であると分かった。</p> <p>【警察】 電話に出た際、自動音声となっており、プッシュボタンを押して誘導するものであったと推察する。不審に思った場合は、直ちに電話を切っていただきたい。</p> <p>ミャンマーを拠点とした特殊詐欺グループを摘発したとの報道があった。摘発後、同グループは、他国へ避難していると思料されることから、今後、</p>		

様々な国の「+」から始まる電話番号での着信があると予想される。

我々としては、引き続き丁寧に啓発活動を行って未然防止に努めていく。

(2) 諮問事項説明

令和6年中の交通事故発生状況～交通課長

【委員】電動キックボードを拝見させていただいた。具体的にどこの場所が走行可能か教示願いたい。

【警察】車道や普通自転車専用通行帯といって自転車のマークで専用と示されている道路であれば走行可能である。

また、いわゆる「6キロモード」に切り替えた場合に、普通自転車歩道通行可の歩道であれば走行できる。

【委員】一方通行の標識があるが、その示す方向に従って走行しなければならないということでしょうか。

【警察】そのとおりである。逆走は不可である。ただし、「自転車を除く」の補助標識が設置されている場所であれば逆走ができる。また、右折する際は、二段階右折することになる。

【委員】電動キックボードには、ナンバープレートが装着されているが、免許は必要か。

【警察】特定小型原動機付自転車については、16歳以上であれば運転免許がなくても運転することができる。一定の規格を超えるものについては、一般原動機付自転車等の扱いとなり免許が必要となってくる。

【委員】時速20キロメートルというと、意外と速く感じる速度である。南区では大きな事故がないという説明であったが、外国人は荒っぽい運転をしているのが散見される。必要な取締りは行っていただきたい。

【警察】違反を認めた場合は、取締りを行う。

【委員】コンビニエンスストアや飲食店等の前に電動キックボードが保管されているのをよく目にする。飲食客などが運転すると飲酒運転の可能性もあるので、必要な取締りは行っていただきたいと思う。

【警察】違反を認めた場合は、取締りを行う。

4 事務連絡

令和7年度第1回京都府南警察署協議会は、令和7年6月に実施予定である。

以上

会 議
内 容

第4回京都府南警察署協議会の開催状況

